

著作権法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 趣旨

本政令案は、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）の施行に伴い、並びに著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第67条の3第6項（同法第103条において準用する場合を含む。）において準用する法第67条第4項、法第104条の21第3項の規定により読み替えて適用する法第67条の2第9項（同法第103条において準用する場合を含む。）及び法第70条（同法第103条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度（以下「未管理著作物裁定制度」という。）の手数料を定め、著作権者不明等の場合の裁定制度における、補償金の額の通知の在り方の見直しを図るとともに、著作権者不明等の場合の裁定申請中に利用が行われた際の利用者の担保金の取戻しに係る規定の在り方を見直すなど所要の改正を行う。

2. 概要

（1）未管理著作物裁定制度の手数料について

未管理著作物裁定制度を利用しようとする者が納付すべき手数料を、1件につき13,800円とする。

（2）著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金の額の通知について

著作権者不明等の場合の裁定制度では、現行の著作権法施行令第12条第1項において、法第67条の2第1項の申請中利用をする者に対して、第70条第5項に基づき裁定をしない処分（裁定の申請を認めないとの判断）をした際には、その旨の通知に併せて補償金の額を通知することが定められている。この点、近年利用されることが増えてきた著作物等の種類及び内容又は体様に鑑み、補償金の額の決定までに時間がかかる場合があることから、補償金の額の通知を分離して裁定をしない処分の通知を速やかに送付することができるよう、当該規定を削除することとする。

3. 施行期日（予定）

著作権法の一部を改正する法律の施行の日